

ID: 4

担当部署: 企画課

処分の概要	開示請求に対する決定
例規名 根拠条項	八頭町情報公開条例 第7条第1項
例規番号	平成17年条例第12号

【根拠条文】

(請求に対する決定等)

第7条 実施機関は、前条の規定による開示請求書の提出があったときは、当該提出があった日から起算して15日以内に開示請求に係る行政文書について開示するかどうかを決定しなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により当該期間内に決定を行うことができないときは、開示請求書の提出があった日から起算して30日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに書面により延長の理由及び延長後の期間を開示請求者に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに書面により当該決定の内容を開示請求者に通知しなければならない。ただし、当該決定の内容が開示の請求に係る行政文書の全部を開示する旨であって、開示請求書の提出があった日に開示するときは、口頭により通知することができる。

4 実施機関は、第1項の規定による決定の内容が請求に係る行政文書の全部(第12条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。)又は一部を不開示とする場合は、その理由を記載した書面により、開示請求者に通知しなければならない。

5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る行政文書に実施機関及び請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

【基準】

根拠条文、第5条及び第9条から第12条までの規定による。

(開示を請求する権利)

第5条 次に掲げる者は、実施機関に対して、行政文書の開示(第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る行政文書の開示に限る。)を請求することができる。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

(行政文書の開示義務)

第9条 実施機関は、開示請求があつた場合は、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されているときを除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- (1) 法令又は条例等(以下「法令等」という。)の定めるところにより、開示することができない

と認められる情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより、識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報

イ 実施機関が公表を目的として作成し、又は取得した情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分

エ 法令等の規定による許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報で、開示することが公益上必要であると認められるもの

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、開示することが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から、個人の財産又は生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公益上特に開示することが必要であると認められるもの

(4) 開示することにより、個人の生命、身体、財産等の利益の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(5) 町と国、独立行政法人等及び他の地方公共団体又はその他の公共的団体(以下「国等」という。)との間における、協力等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの

(6) 町又は国等の事務事業に係る意思形成過程において、町の機関内部若しくは機関相互間又は町の機関と国等の機関との間における審議、検討、調査研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの

(7) 町の機関又は国等の機関が行う監査、検査、取締り、許可、認可、試験、入札、徴税、交渉、涉外、争訟、人事その他の事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正かつ円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの

(部分開示)

第10条 実施機関は、開示の請求に係る行政文書が前条各号のいずれかに該当する情報を記録した部分とそれ以外の部分とからなる場合において、これを容易に、かつ、開示の請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、同条の規定にかかわらず、当該それ以外の部分について、行政文書の開示をするものとする。

(公益上の理由による裁量的開示)

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報がある場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第12条 実施機関は、開示請求に関し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

標準処理期間	開示請求書の提出があった日から起算して15日以内(第7条第1項)		
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日